

平成23年度第2回猪名川・藻川河川保全利用委員会 議事概要

日 時：平成23年11月2日(月) 14時00分～16時00分

場 所：猪名川河川事務所 2階 会議室

出席者 (委員) 4名：綾委員長、片寄委員、亀井委員、服部委員
(オブザーバー) 9名：池田市、尼崎市、伊丹市、川西市(代理出席を含む)
(河川管理者) 5名：谷川事務所長、綾木副所長、山口副所長、
松寺占用調整課長、三谷占用調整係長

傍聴者 4名

[議事概要]

1. 報告事項

- (1) 平成23年度第1回猪名川・藻川河川保全利用委員会の議事概要を事務局から説明した。
- (2) 猪名川・藻川河川保全利用委員会規約に関して事務局から報告した。
- (3) ニュースレターの発行を事務局から報告した。

2. 審議事項

(1) 個別占用案件の審議

今年度後半に許可更新期限を迎える3案件(伊丹市立猪名川テニスコート、猪名川第1号猪名川河川敷緑地：伊丹市、猪名川緑地：池田市)の概要について事務局より説明し、審議された。

[伊丹市立猪名川テニスコート：伊丹市]

- 現状の草地のまま駐車場として利用すると荒れ果てた状態となるので、駐車場とするなら一定整備をする方が良いと考える。
- 占用地内だけで、駐車と車両の通行ができるのか。
→ (占有者：伊丹市) 現状では難しいかもしれないので、テニスコート部分を削るなどの対策が必要かもしれない。
- (軍行橋下流のスロープから車を出入りさせると説明があったが) 日常的に渋滞する箇所、40台もの車がほぼ同時にスロープから出るようになるが、交通面での安全性の確保、誘導等はどのように考えているのか。
→ (占有者：伊丹市) 道路の状況からみて、左折(南行き)に出る場合は交通渋滞とは関係なく出られると考えている。
- 昭和56年からグラウンド利用をはじめ、年間5,000人近くの利用者がどのように(堤内の)駐車場を利用しているのか把握をしているか。近隣の駐車場を利用して現在に至っている状況も認識しておくべきである。
→ (占有者：伊丹市) 近傍に6台分の駐車場あり、車で道具等を運んでその6台分の駐車

場を使ってもらっている。他には、県立西猪名公園の有料駐車場と大型商業施設がある。大型商業施設にグラウンド利用のために駐車しないようお願いはしているが、実際の駐車状況は確認していない。

- 河川内に駐車することによる治水上の問題と駐車場での占用を認めた場合、他の占用地に波及する危惧がある。河川管理者はどう考えているのか。
→ (河川管理者) 平成 21 年度の審議でも説明したとおり、区域外の駐車禁止、時間外の利用禁止、洪水時の避難、連絡体制等がしっかりしていないと駐車場としての占用は認められない。少なくとも上流にある川西市と同等の管理体制が許可の条件になる。
→ (河川管理者) ここでの駐車場の許可が他に波及するかわからないが、少なくとも河川整備計画の考え方に照らせば、占用区域の拡大は難しいと考えている。
- そうであれば、川西市の占用地と同等の管理体制をとれるかどうか、駐車場利用の条件になる。
→ (占有者：伊丹市) 占用の条件が提示されれば、予算の面の制約もあるが、市としてそれを満足できるように、駐車場として使っていくという方向で調整したい。
- 利用の形態として車が駐車することは仕方がないとも感じているが、駐車場として認めた場合に、適切に管理ができるかが重要になる。この点が明確にならないと許可していいのかの判断が難しい。もう少し事務的なところをつめていただきたい。
- 前回審議意見への対応として、環境に対する取り組みを猪名川河川敷運動広場全体の事業として実施していることを記述しているが、第 1、第 2 運動広場、テニスコートに関係していることを記述すべきである。
- チェックリストでは、周辺地区の生物多様性への配慮が、周辺が自然のままであるとして○判定となっている。周辺地は外来種が繁茂しており非常に問題になっており、それをどうするのかを考えていただきたい。
- 次回の審議までに管理体制、駐車範囲、周辺の自然環境への配慮、環境の利用の仕方等占有者には検討してほしい。これについて占有者と管理者でも協議していただきたい。

[第 1 号猪名川緑地：伊丹市]

- 高水敷の利用として望ましい。伊丹市がやろうとしていること（緑地の野球場化の是正やチガヤ植栽）は非常に高く評価される。どんどん進めていただきたい。
- ベンチを置く計画としているが、草地を楽しむための市民の公園とするためには、市民が参画して計画を検討していくことが望ましい。
- チェックリストの横断方向の連続性の確保は占有者、河川管理者ともに○判定としているが、占用地の水際部には低水護岸が連続しており、連続性確保のための工夫が必要である。
- 周辺施設の生物多様性についても植生をチガヤに置き換えるなどの積極的な対応が必要である。
- 高水敷の草地であるから川と触れ合う施設ではないと考えるのではなく、ふれあう施設として利用してほしい。また、護岸の整備等河川管理者でないとできないことは、河川管理者に要望していくべきである。
- 適当な踏み分け道ぐらいの探索路のようなものを整備すると、自然観察の場として活用

できる。

- ベンチをおくかわりに、レンガで囲って、カワラナデシコやカワラマツバなどの川らしい植物を植栽することも考えられる。

[猪名川緑地：池田市]

- 駐車場に関して問題はないのか。

→（占有者：池田市）占用地の利用者に対応して堤内側に 105 台分の駐車場を確保して運用している。

- グラウンド外の外来種対策として除草を実施し、生物多様性へ配慮をされたい。
- 花壇などに植栽する場合は、猪名川に本来あった種を植栽するなどの配慮をされたい。
- 占用地周辺もクズが繁茂してもおり、その対応を検討いただきたい。
- 横断方向の連続性を確保できそうな箇所については護岸の改善等も検討いただきたい。
- 運動施設であっても河川内にある特性を生かした運動施設として、川にふれる工夫をいただきたい。
- 環境への配慮では、清掃やゴミ対策だけではなく、生物への配慮など河川環境を生かす工夫をされたい。

3. その他

チェックリストと整合させるために、カルテに「持管理計画」について記述する様式とすることを事務局より提案し、了承された。

4. 一般傍聴者からの意見はなし